

# 令和2年度 豊田市水防計画

新旧対照表



頁	現行（令和2年1月修正）	改正案	改正理由																																
	<p><b>第5章 重要水防箇所等</b></p> <p><b>第1節 重要水防箇所</b></p>	<p><b>第5章 重要水防箇所等</b></p> <p><b>第1節 重要水防箇所</b></p>																																	
<p>13</p>	<p><b>1 認定基準</b></p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="228 437 1061 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A 水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防高 (<u>流下能力</u>)</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤防断面</td> <td>現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。</td> <td>現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤防斜面の崩れ（法崩れ）・すべり</td> <td>堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。  堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	重要度		要注意区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	堤防高 ( <u>流下能力</u> )	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。		堤防斜面の崩れ（法崩れ）・すべり	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。  堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。		<p><b>1 認定基準</b></p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="1198 437 2031 1469"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A 水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越水 (<u>溢水</u>)</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤体漏水</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。  堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。  堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	重要度		要注意区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	越水 ( <u>溢水</u> )	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。  堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。  堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。		
種 別	重要度		要注意区間																																
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																																	
堤防高 ( <u>流下能力</u> )	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。																																	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。																																	
堤防斜面の崩れ（法崩れ）・すべり	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。  堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。																																	
種 別	重要度		要注意区間																																
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																																	
越水 ( <u>溢水</u> )	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。																																	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。  堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。  堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。  水防回等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。																																	

漏水	<p>漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</p>
水衝・深掘れ（洗掘）	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取付部やその他の工作物の突出場所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による川岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高潮位に満たない箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>

基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取付部やその他の工作物の突出場所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>

工事施工		出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡		新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘		陸閘が設置されている箇所。

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(略)  
2 河川

## (1)国土交通省管理区間

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	重要度	摘要 (水防工 法)
1	矢作川	堤防断面	左	34.0K ～ 34.4K	豊田市 渡合町 ～ 豊田市 室町	370	A	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)
2	矢作川	堤防高	左	33.8K ～ 34.4K	豊田市 渡合町 ～ 豊田市 室町	580	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
3	矢作川	堤防高	左	34.8K ～ 35.2K	豊田市 室町	400	A	河積不 足 (積土 のう 工)
4	矢作川	堤防高	左	35.6K ～ 37.0K	豊田市 室町～ 豊田市 宮前町	1,370	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
5	矢作川	堤防高	左	37.2K ～	豊田市 野見山	4,350	A	河積不 足

(略)

## 2 河川

## (1)国土交通省管理区間

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	重要度	摘要 (水防工 法)
1	矢作川	越水	左	33.8K ～ 34.4K	豊田市 渡合町 ～ 豊田市 室町	590	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
2	矢作川	越水	左	34.8K -100 ～ 34.8K +100	豊田市 室町	200	A	河積不 足 (積土 のう 工)
3	矢作川	越水	左	35.2K -100 ～ 36.8K +100	豊田市 室町～ 豊田市 宮前町	1,800	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
4	矢作川	越水	左	37.8K ～ 39.2K +100	豊田市 野見山 町～ 豊田市 川田町	1,450	A	河積不 足 (積土 のう 工)
5	矢作川	越水	左	37.2K ～ 37.4K	豊田市 野見山 町～ 豊田市	250	A	河積不 足 (積土 のう

				41.6K	町～ 豊田市 川田町			(積土 のう 工)						野見町			工)	
6	矢作川	堤防断面	右	31.8K ～ 32.0K	豊田市 渡刈町	260	A	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)		6	矢作川	越水	左	37.8K ～ 39.2K +100	豊田市 野見町 ～ 豊田市 森町	1,450	A	河積不 足 (積土 のう 工)
7	矢作川	堤防高	右	35.0K ～ 35.4K	豊田市 水源町 ～ 豊田市 平和町	330	A	河積不 足 (積土 のう 工)		7	矢作川	越水	左	39.6K ～ 39.6K +100	豊田市 千石町	200	A	河積不 足 (積土 のう 工)
8	矢作川	堤防高	右	35.6K ～ 37.0K	豊田市 平和町 ～ 豊田市 秋葉町	1,420	A	河積不 足 (積土 のう 工)		8	矢作川	越水	左	40.0K ～ 41.4K	豊田市 千石町 ～ 豊田市 川田町	1,290	A	河積不 足 (積土 のう 工)
9	矢作川	堤防高	右	37.2K ～ 41.8K	豊田市 秋葉町 ～ 豊田市 落合町	4,830	A	河積不 足 (積土 のう 工)		9	矢作川	越水	右	34.4K ～ 34.4K +100	豊田市 今町	200	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
10	矢作川	漏水	右	38.0K +50m ～ 38.2K	豊田市 竜宮町	180	A	旧川・ 破堤跡 以外の 履歴有 の未施 工		10	矢作川	越水	右	34.8K ～ 35.4K	豊田市 水源町 ～ 豊田市 平和町	550	A	河川不 足 (積土 のう 工)
11	矢作川	堤防高	左	33.6K	豊田市	220	B	暫定堤		11	矢作川	越水	右	35.6K ～ 37.0K	豊田市 平和町 ～ 豊田市 秋葉町	1,400	A	河積不 足 (積土 のう 工)
12	矢作川	堤防高	左	33.6K	豊田市	220	B	暫定堤		12	矢作川	越水	右	37.2K	豊田市	2,090	A	河積不

				～ 33.8K	渡合町			防 (積土 のう 工)				～ 39.2K	秋葉町 ～ 豊田市 砂町			足 (積土 のう 工)	
12	矢作川	堤防断面	左	40.4K ～ 40.8K	豊田市 千石町 ～ 豊田市 寺部町	400	B	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)	13	矢作川	基礎地 盤漏水	右	39.4K -100 ～ 39.4K +100	豊田市 白浜町	200	A	H12 被災履 歴有の 暫定施 工 パイピ ング破 壊に対 する安 全性
13	矢作川	堤防断面	左	41.0K ～ 41.2K	豊田市 川田町	140	B	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)	14	矢作川	越水	右	39.6K -100 ～ 39.6K +100	豊田市 白浜町	200	A	河積不 足 (積土 のう 工)
14	矢作川	堤防高	右	27.8K ～ 28.4K	豊田市 畝部東 町	540	B	暫定堤 防 (積土 のう 工)	15	矢作川	越水	右	40.0K ～ 41.2m	豊田市 中島町 ～ 豊田市 川端町	1,140	A	暫定堤 防 (積土 のう 工)
15	矢作川	堤防断面	右	28.8K ～ 29.4K	豊田市 畝部東 町	480	B	断面不 足 (築き 回し 工)	16	矢作川	越水	右	41.6K -100 ～ 41.6K +100	豊田市 落合町	200	A	河積不 足 (積土 のう 工)
16	矢作川	堤防断面	右	30.2K ～ 30.4K +72m	豊田市 畝部東 町	260	B	断面不 足 (築き 回し 工)	17	矢作川	越水	左	33.6K ～ 33.8K	豊田市 渡合町	210	B	暫定堤 防 (積土



								工)
17	矢作川	水衝洗掘	右	30.4K +130m 30.6K +50m	豊田市 畝部東町	120	B	洗掘の 未施工 (捨て 石工)
18	矢作川	漏水	右	30.8K +180m 31.0K +20m	豊田市 配津町	40	B	旧川・ 破堤跡 履歴有 の暫定 施工 (月の 輸工)
19	矢作川	堤防高	右	31.2K ~ 31.8K	豊田市 幸町~ 豊田市 渡刈町	800	B	暫定堤 防 (築き 回し 工)
20	矢作川	漏水	右	31.2K +100m 31.4K- 110m	豊田市 幸町	30	B	旧川・ 破堤跡 履歴有 の暫定 施工 (月の 輸工)
21	矢作川	漏水	右	31.4K +10m ~ 31.4K +60m	豊田市 幸町	50	B	旧川・ 破堤跡 履歴有 の暫定 施工 (月の 輸工)
18	矢作川	越水	左	35.0K -100 ~ 35.0K +100	豊田市 室町	200	B	のう 工) 河積不 足 (積土 のう 工)
19	矢作川	越水	左	3 7 . 0 K - 1 0 0 ~ 3 7 . 0 K + 1 0 0 m	豊田市 宮前町	200	B	河積不 足 (積土 のう 工)
20	矢作川	漏水	右	37.4K -100 ~ 37.4K +100	豊田市 野見町	200	B	堤防脆 弱性

22	矢作川	堤防高	右	31.8K ～ 32.0K	豊田市 幸町～ 豊田市 渡刈町	260	B	暫定堤防 (築き 回し 工)	21	矢作川	基盤地 盤漏水	左	37.4K ～ 37.6K	豊田市 野見町	190	B	パイピ ング破 壊に対 する安 全性
23	矢作川	堤防断面	右	27.8K ～ 28.4K	豊田市 畝部東 町	540	B	断面不 足 (築き 回し 工)	22	矢作川	堤防漏 水	左	38.4K ～ 38.8K	豊田市 野見町 ～ 豊田市 御立町	410	B	H12 被災履 歴有の 暫定施 工
24	矢作川	堤防断面	右	29.8K ～ 30.0K	豊田市 畝部東 町	240	B	断面不 足 (築き 回し 工)	23	矢作川	基盤地 盤漏水	左	38.4K ～ 39.0K	豊田市 野見町 ～ 豊田市 御立町	590	B	パイピ ング破 壊に対 する安 全性
25	矢作川	堤防断面	右	32.2K ～ 32.4K	豊田市 渡刈町	180	B	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)	24	矢作川	越水	左	39.4K -100 ～ 39.4K +100	豊田市 森町	200	B	河積不 足 (積土 のう 工)
26	矢作川	堤防断面	右	33.0K ～ 33.6K	豊田市 渡刈町 ～ 豊田市 河合町	600	B	断面不 足 天端不 足 (築き 回し 工)	25	矢作川	越水	左	39.8K -100 ～ 39.8K +100	豊田市 千石町	200	B	河積不 足 (積土 のう 工))
27	矢作川	堤防断面	右	34.0K ～ 34.6K	豊田市 今町～ 豊田市	620	B	断面不 足 (築き	26	矢作川	堤体漏 水	左	40.6K -100 ～ 40.6K +100	豊田市 寺部町	200	B	堤防脆 弱性
									27	矢作川	基盤地 盤漏水	左	40.6K ～	豊田市 寺部町	200	B	パイピ ング破

					水源町			回し工)					40.8K					壊に対する安全性
28	矢作川	堤防高	右	34.0K ～ 34.6K	豊田市今町～ 豊田市水源町	620	B	暫定堤防 流下能力不足 (積土のう工)	28	矢作川	越水	左	41.6K -100 ～ 41.6K +100	豊田市川田町	200	B	河積不足 (積土のう工)	
29	矢作川	堤防断面	右	35.0K ～ 35.4K	豊田市水源町～ 豊田市平和町	330	B	断面不足 天端不足 (築き回し工)	29	矢作川	越水	右	27.8K ～ 28.2K	豊田市畝部東町	370	B	暫定堤防 (積土のう工)	
30	矢作川	堤防断面	右	41.4K ～ 41.6K	豊田市落合町	250	B	断面不足 (築き回し工)	30	矢作川	堤体漏水	右	27.2K ～ 31.8K	豊田市畝部東町～豊田市渡刈町	4,520	B	堤防脆弱性、 すべり破壊に対する 安全性 (築き回し工)	
31	矢作川	工作物	右	38.4K +60m	豊田市長興寺	1箇所	A	浸透路長B (中部ポンプ場吐出ひ管)	31	矢作川	越水	右	28.6K ～ 29.2K	豊田市畝部東町	470	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	
32	矢作川	工作物	左右	40.4K +60m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足 架け替え予定 (高	32	矢作川	越水	右	27.8K ～ 28.2K	豊田市畝部東町	370	B	暫定堤防 (積	

								橋)
33	矢作川	新川	左	38.2K +20m	豊田市 野見町	10	要	堤防 開口 部
34	矢作川	工作物	左右	35.2K +206 m	豊田市 室町	1箇所	A	河道の 流下能 力不足 (山室 橋)
35	矢作川	工作物	左右	37.2K +71m	豊田市 野見山 町	1箇所	A	河道の 流下能 力不足 (鶴の 首橋)
36	矢作川	工作物	左右	37.4K +185 m	豊田市 野見町	1箇所	A	河道の 流下能 力不足 (竜宮 橋)
37	矢作川	工作物	左右	39.4K +35m	豊田市 森町	1箇所	A	河道の 流下能 力不足 (久澄 橋)
38	矢作川	工作物	左右	39.8K +42m	豊田市 千石町	1箇所	A	河道の 流下能 力不足 (豊田 大橋)
39	矢作川	工作物	左右	34.60K +31m	豊田市 室町	1箇所	B	河道の 流下能 力不足
								土の う 工)
33	矢作川	堤体漏 水	右	27.2K ~ 31.8K	豊田市 畝部東 町~豊 田市渡 刈町	4,520	B	堤防脆 弱性、 すべり 破壊に 対する 安全性 (築き 回し 工)
34	矢作川	越水	右	28.6K ~ 29.2K	豊田市 畝部東 町	470	B	暫定堤 防 河積不 足 (積土 のう 工)
35	矢作川	基盤地 盤漏水	右	28.8K -100 ~ 28.8K +100	豊田市 畝部東 町	200	B	S34被 災履歴 有の暫 定施工
36	矢作川	越水	右	30.2K ~ 30.6K	豊田市 畝部東 町	390	B	暫定堤 防 河積不 足 (積土 のう 工)
37	矢作川	水衝洗	右	30.4K	豊田市	110	B	洗掘の

								(水源橋)
		掘		+130 ～ 30.6K +50	畝部東町			未施工 (捨て石工)
38	矢作川	基盤地 盤漏水	右	30.6K -100 ～ 30.6K +100	豊田市 畝部東町	200	B	S34 被災履歴 有の暫定 施工
39	矢作川	基盤地 盤漏水	右	30.8K +180 ～ 31.0K +20	豊田市 配津町	40	B	S34 被災履歴 有の暫定 施工 (月の輪工)
40	矢作川	越水	右	31.2K ～ 31.8K	豊田市 幸町～ 豊田市 渡刈町	750	B	暫定堤防 (築き回し工)
41	矢作川	基礎地 盤漏水	右	31.2K +100 ～ 31.4K -110	豊田市 幸町	300	B	S34 被災履歴 有の暫定 施工 (月の輪工)
42	矢作川	基礎地 盤漏水	右	31.4K +10 ～ 31.4K +60	豊田市 幸町	50	B	旧川・ 破堤跡 履歴有 の暫定 施工 (月の輪工)

								輸工)
43	矢作川	越水	右	31.8K ～ 32.4K	豊田市 渡刈町	640	B	暫定堤防 (築き 回し 工)
44	矢作川	堤体漏 水	右	32.2K -100 ～ 32.2K +100	豊田市 渡刈町	200	B	堤防脆 弱性 (築き 回し 工)
45	矢作川	堤体漏 水	右	33.6K -100 ～ 33.6K +100	豊田市 河合町	200	B	堤防脆 弱性 (築き 回し 工)
46	矢作川	堤体漏 水	右	34.0K -100 ～ 34.0K +100	豊田市 今町	310	B	堤防脆 弱性 (築き 回し 工)
47	矢作川	越水	右	34.0K ～ 34.2K +100	豊田市 水源町	200	B	暫定堤 防 河積不 足 (積土 のう 工)
48	矢作川	基礎地 盤漏水	右	38.0K +50 ～ 38.8K	豊田市 竜宮町 ～ 豊田市	860	B	S34 被 災履歴 有の暫 定施工

				+ 100	長興寺			
49	矢作川	堤体漏水	右	38.6K ～ 41.4K	豊田市 長興寺 ～ 豊田市 落合町	3,040	B	堤防脆弱性、 すべり 破壊に 対する 安全性 (築き 直し 工)
50	矢作川	越水	右	39.4K -100 ～ 39.4K +100	豊田市 白浜町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土 のう 工)
51	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.6K ～ 41.4K	豊田市 白浜町 ～ 豊田市 落合町	1,720	B	パイピ ング破 壊に対 する安 全性
52	矢作川	越水	右	39.8K -100 ～ 39.8K +100	豊田市 白浜町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土 のう 工)
53	矢作川	越水	右	41.4K -100 ～	豊田市 落合町	200	B	暫定堤防 河積不

				41.4K +100				足 (積土 のう 工)
54	矢作川	工作物	左	35.2K +265	豊田市 室町		A	河道の 流下能 力不足 による (山室 橋)
55	矢作川	工作物	左右	37.2K +71	豊田市 野見山 町		A	河道の 流下能 力不足 による (鶴の 首橋)
56	矢作川	工作物	左	37.4K +191	豊田市 野見町		A	河道の 流下能 力不足 による (竜宮 橋)
57	矢作川	工作物	右	38.4K +60	豊田市 長興寺		A	浸透路 長B (中部 ポンプ 場吐出 ひ管)
58	矢作川	工作物	左右	39.4K +15	豊田市 森町		A	河道の 流下能 力不足 による



								(久澄橋)
59	矢作川	工作物	左右	39.8K +15	豊田市 千石町		A	河道の 流下能 力不足 による 豊田大 橋
60	矢作川	工作物	左右	40.4K +60	豊田市 千石町		A	桁下不 足 架 替 (1期 線竣工 2期線 未 舗 装) 高 橋
61	矢作川	工作物	左右	34.6K +31	豊田市 室町		B	河道の 流下能 力不足 による (水源 橋)
62	矢作川	工作物	右	31.6K +70	豊田幸 町		B	葵大橋
63	矢作川	工作物	右	37.4K +191	豊田市 秋葉町		B	河道の 流下能 力不足 による (竜宮 橋)


第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

30 1 気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関する気象及び洪水の注意報・警報は、「警報・注意報発表基準」の基準に達すると予想される市町村等に対して、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」としてが発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。

(追加)

(2) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。(追加)

(3) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)  
水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 洪水注意報

表 記  
の 更  
新

れる。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。(追加)

#### (4) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

(追加)

#### (5) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。(追加)

#### (6) 気象情報

ア 「全般気象情報(追加)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。(追加)

イ 「記録的短時間大雨情報」(追加)

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認することができる。発表基準は、1 時間雨量 100mm である。

ウ 「土砂災害警戒情報」(追加)

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

#### (3) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

#### (4) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

#### (5) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。

#### (6) 気象情報

ア 「全般気象情報 (気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（追加）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。（追加）なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（注）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛知県の二次細分区域）。

#### 工 「竜巻注意情報」(追加)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表から約 1 時間である。

#### オ 「天候情報」

気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。

#### (10)(追加)

長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される

#### イ 「記録的短時間大雨情報」 (気象庁発表)

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1 時間雨量 100mm である。

#### ウ 「土砂災害警戒情報」 (愛知県・名古屋地方気象台共同発表)

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(注)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（注）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛知県の二次細分区域）。

#### エ 「竜巻注意情報」 (気象庁発表)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において

竜巻等の激しい突風の発生しやすき気象状況になっているときに愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。

オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」

警報級の現象が 5 日先までに予想されているときに、その可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。明日までの大雨の「早期注意情報（警報級の可能性）」の [高] 又は [中] は、災害への心構えを高める警戒レベル 1 である。

（10）大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、 「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先

(略)

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報 (追加) の指標

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

①

48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上 (追加) 出現

②

3 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がりの

までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(略)

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報 (警戒レベル5 相当) の指標

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

①

48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に(削除)50 格子以上まとまって出現

②

3 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に(削除)10 格子以上まとまって出現



範囲内で 10 格子以上 (追加) 出現 (ただし、3 時間降水量が 150mm×2 を超える格子のみをカウント対象とする)

土壌雨量指数※1 : 降った雨が地下の土壌中に (追加) 貯まっている 状態を表す 値。

この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

(略)

・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級 (中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上) の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上 とする。

(略)

別表 1～別表 4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨及び洪水の欄中、R1 は 1 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70 mm以上」を意味する。

(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する。

(3) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

(4) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

また、「,」は 2 つの基準を示す。例えば「猿渡川流域=21 , 逢妻女川流域=23」であれば、「猿渡川流域の流域雨量指数 21 以上 あるいは逢妻女川流域の流域雨量指数 23 以上」を意味する。

<参考>

1 平坦地、平坦地以外

(ただし、3 時間降水量が 150mm×2 を超える格子のみをカウント対象とする)

土壌雨量指数※1 : 降った雨が地下の土壌中に どれだけ 貯まっている かを数値化した 値。

(削除)

(略)

・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級 (中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上) の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 (ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上)

(略)

別表 1～別表 4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨及び洪水の欄中、R1 は 1 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70 mm以上」を意味する。

(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する。

(3) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。別表 1 及び 3 において、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

(4) 別表 2 及び 4 において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

また、「,」は 2 つの基準を示す。例えば「猿渡川流域=21 , 逢妻女川流域=23」であれば、「猿渡川流域の流域雨量指数 21 以上 あるいは逢妻女川流域の流域雨量指数 23 以上」を意味する。

<参考>



平坦地は概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域を  
さす。また、平坦地以外は前記以外の地域をさす。

## 2 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯  
まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5  
km 四方の領域ごとに算出する。

## 3 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる  
地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予  
報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

## 1 平坦地、平坦地以外

平坦地は概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の  
地域をさす。また、平坦地以外は前記以外の地域をさす。

## 2 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌  
中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をも  
とに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

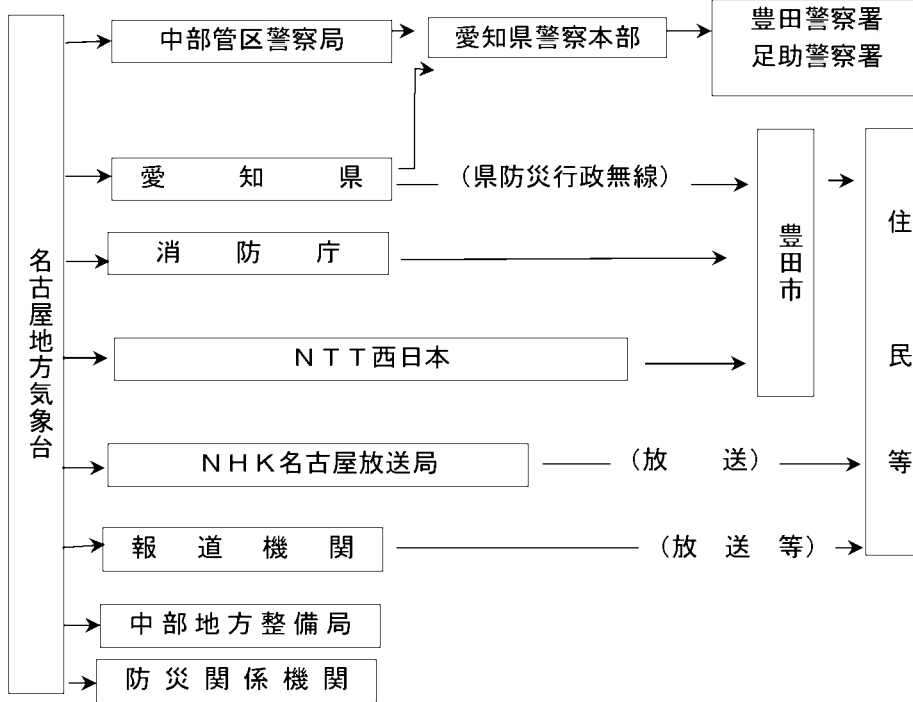
## 3 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象  
となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降  
水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

第6章 水防に関連する予報・警報

第2節 水防に関する予報・警報の伝達

32



(追加)

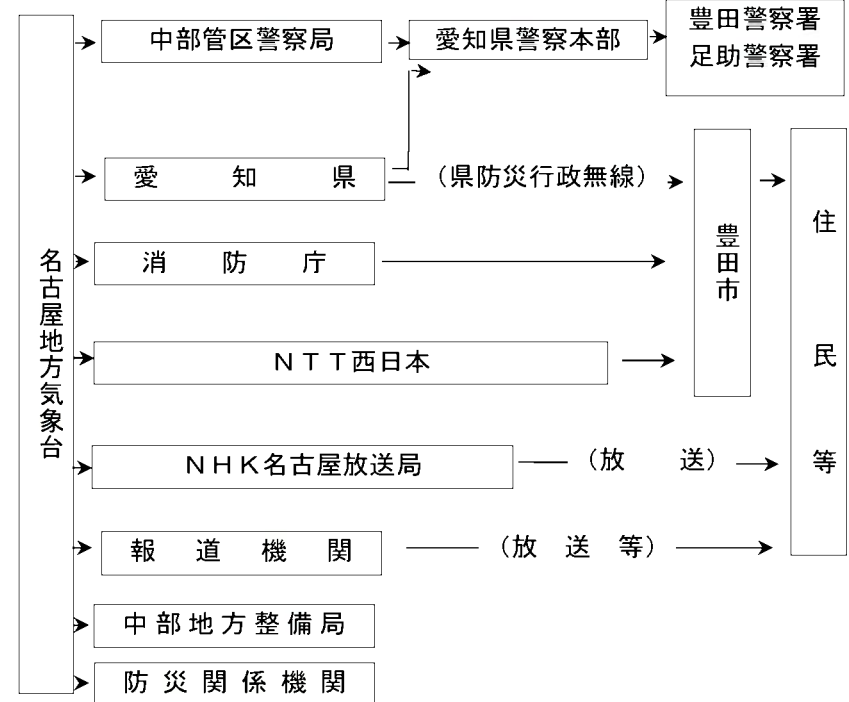
第8章 洪水予報

第1節 意義

39 気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条)

第6章 水防に関連する予報・警報

第2節 水防に関する予報・警報の伝達



※緊急速報メールは、気象等（大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第8章 洪水予報

第1節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報であ

平成31年4月

の2第2項・第3項)

る。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

1日現在の状況を反映

第10章 水防活動

第10章 水防活動

第1節 気象の観測

第1節 気象の観測

45 (略)  
(追加)

(略)  
(2) 国土交通省水位観測施設等表(略)  
【参考】「水害リスクライン」(<https://frl.river.go.jp/>)

(4)危機管理型水位計

ア 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターホームページ「川の水位情報」(<https://k.river.go.jp/>)に掲載する。

〔水位計104基〕(令和2年4月1日現在)

イ 水位計一覧

82	豊田加茂	矢作川	矢作川	新富国橋	豊田市
83		境川	逢妻男川	駅前橋	
84			逢妻女川	新田橋	
85				千足	
86		矢作川	籠川	京町	

## 第11章 応援協力

### 第3節 応援

(略)

(追加)

## 第11章 応援協力

### 第3節 応援

(略)

#### 7 境川流域排水調整要綱

##### (1) 境川流域排水調整要綱（排水調整の目的）

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

##### (用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。

二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。

四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行

う水位をいう。

再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。（対象流域）

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。（対象排水機）

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表 1 に示す排水機とする。（排水調整の実施）

第六条 各排水機地点の水位が別表 1 に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。（排水調整の解除）

第七条 前条第 1 項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表 1 に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

2 前条第 2 項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所への応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

(情報伝達及び報告)

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙 1 のとおりとする。

2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管

理者は別紙 1 のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

(通知及び発令等の内容)

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第 2 のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置を講ずるものとする。(雑則)

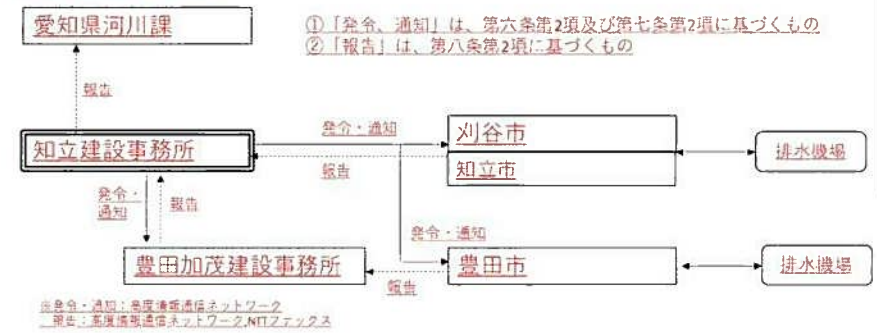
第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

○連絡体制：逢妻川



○連絡体制：逢妻女川

